

全国健康保険協会の国庫補助に関する法令について



全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

全国健康保険協会の国庫補助に関する法令について

健康保険法

(国庫補助)

第一百五十三条

国庫は、第一百五十一条に規定する費用のほか、協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額（第一号及び次条第一項において「調整対象給付費見込額」という。）の三分の一に相当する額を除く。）、同法の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）の納付に要する費用の額に同号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合を乗じて得た額並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額の合算額（同法の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額を基準として政令で定める額を控除した額）に千分の百三十から千分の二百までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

- 一 調整対象給付費見込額の三分の二に相当する額に高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第七項に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額の三分の二に相当する額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律第三十八条第二項第一号イ及びロに掲げる額の合計額

健康保険法 附則

(国庫補助の経過措置)

第五条

当分の間、第百五十三条中「千分の百三十から千分の二百までの範囲内において政令で定める割合」とあり、第百五十四条第一項中「前条に規定する政令で定める割合」とあり、同条第二項中「同条に規定する政令で定める割合」とあり、及び次条中「第百五十三条に規定する政令で定める割合」とあるのは、「千分の百六十四」とする。

(国庫補助の特例)

第五条の二

(略)

第五条の三

令和二年度以降の一の事業年度においては、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の二及び第五条並びに前条の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第百五十三条及び第百五十四条第一項、附則第四条の二の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される前条の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる額がある場合には、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

－ 平成二十七年度から当該一の事業年度の前事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。次号口において「国保法等一部改正法」という。）第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる当該一の事業年度の前事業年度末における協会の準備金の額

二 次に掲げる額のうちいずれか高い額

- イ 平成二十六年度末における協会の準備金の額及び平成二十六年度において独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第十五条第一項の規定により年金特別会計の健康勘定に納付された額を原資として平成二十七年度中に協会に対して交付された額の合算額
- ロ 平成二十七年度から当該一の事業年度の前々事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年度から当該一の事業年度の前々事業年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年度から当該各事業年度までの間において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第一項から第三項まで及び独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第二項の規定により年金特別会計の健康勘定に納付された額（次号において「納付額」という。）を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年度から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

三 平成二十七年度から当該一の事業年度の前事業年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

（検討）

第五条の四

政府は、協会が作成する第一百六十条第五項に規定する健康保険事業の収支の見通しを踏まえ、その財政の均衡を保つために協会の一般保険料率を引き上げる必要があると見込まれる場合において、協会以外の保険者的一般保険料率の動向、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第五条の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(参考) 協会けんぽの国庫補助率の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2～R5	R6	R7
トピックス	・H20.4：後期高齢者医療制度導入 ・H20.10：協会けんぽ発足	・H22.7：後期高齢者支援金総報酬割導入 (総報酬割) 1/3						・H27.4：後期高齢者支援金総報酬割拡大 (総報酬割) H27：1/2、H28：2/3、H29～：全面 ・H29.8：介護納付金総報酬割導入 (総報酬割) H29・30：1/2、H31：3/4、R2～：全面							
平均保険料率	8.20%	8.20%	9.34%	9.50%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%
保険給付費	補助率	13.0% (H4.4～)	16.4% (H22.7～) ※H22～H24までの特例措置	16.4% ※H26まで特例措置延長								16.4% ※恒久化 (特例措置の期限の定めなし)			
	政令で定める範囲(※)		16.4%～20.0%									13.0%～20.0%			
	主な根拠法令	(一般) ・健康保険法第153条第1項 ・健康保険法附則第5条 (日雇) ・健康保険法第154条第1項 ・健康保険法附則第5条	(一般) ・健康保険法第153条第1項 ・健康保険法附則第5条、附則第5条の2 (日雇) ・健康保険法第154条第1項 ・健康保険法附則第5条、附則第5条の2	(一般) ・健康保険法第153条第1項 ・健康保険法附則第5条、附則第5条の2、附則第5条の3 (日雇) ・健康保険法第154条第1項 ・健康保険法附則第5条、附則第5条の2、附則第5条の3	(一般) ・健康保険法第153条第1項 ・健康保険法附則第5条、附則第5条の2、附則第5条の3 (日雇) ・健康保険法第154条第1項 ・健康保険法附則第5条、附則第5条の2、附則第5条の3	(一般) ・健康保険法第153条 ・健康保険法附則第5条 (日雇) ・健康保険法第154条第1項 ・健康保険法附則第5条									
後期高齢者支援金	補助率	16.4% (S58.2～) ※H20.3までは老人保健掛出金の補助率		16.4% (加入者割相当のみ)								16.4% (日雇分のみ)			
	主な根拠法令	(一般) ・健康保険法第153条第2項 ・老人保健法附則第9条 (日雇) ・健康保険法第154条第2項 ・健康保険法附則第5条	(一般) ・健康保険法第153条第2項 ・老人保健法附則第9条 (日雇) ・健康保険法第154条第2項 (日雇) ・健康保険法附則第5条	(一般) ・健康保険法第153条第2項 ・老人保健法附則第9条 (日雇) ・健康保険法第154条第2項 ・健康保険法附則第5条	(一般) ・健康保険法第153条第2項、 ・健康保険法附則第5条、附則第5条の2、附則第5条の3 (日雇) ・健康保険法第154条第2項 ・健康保険法附則第5条	(一般) ・なし (日雇) ・健康保険法第154条第2項 ・健康保険法附則第5条									
介護納付金	補助率		16.4% (H12.4～)									16.4% (加入者割相当のみ)		16.4% (日雇分のみ)	
	主な根拠法令	(一般) ・健康保険法第153条第2項 ・老人保健法附則第9条 (日雇) ・健康保険法第154条第2項 ・健康保険法附則第5条	(一般) ・健康保険法第153条第2項 ・老人保健法附則第9条 (日雇) ・健康保険法第154条第2項 (日雇) ・健康保険法附則第5条	(一般) ・健康保険法第153条第2項 ・老人保健法附則第9条 (日雇) ・健康保険法第154条第2項 ・健康保険法附則第5条	(一般) ・健康保険法第153条第2項、 ・健康保険法附則第5条、附則第5条の2、附則第5条の3 (日雇) ・健康保険法第154条第2項 ・健康保険法附則第5条	(一般) ・健康保険法附則第5条、附則第5条の3、附則第5条の4 (日雇) ・健康保険法第154条第2項 ・健康保険法附則第5条									
国庫補助の減額特例措置	対応					法定準備金を超える準備金の16.4%を減額	法定準備金を超える準備金がある場合において、さらに準備金が積み上がるときは、さらに積み上がった分の16.4%相当を翌年度の国庫補助から減額 (積み上がる分は、現在の保険料率・国庫補助率を基礎に積算)								
	主な根拠法令					・健康保険法附則第5条の4、附則第5条の5、附則第5条の6	・健康保険法附則第5条の5、附則第5条の6、附則第5条の7					・健康保険法附則第5条の3			

(※)昭和56年3月施行。国庫補助率と保険料率との連動制を廃止し、当時の16.4%下限として法律本則で「16.4%から20%の範囲で政令で定める」と政府原案で規定したが、国会審議の過程で国の財政状況を踏まえ、改正法附則で「当分の間16.4%」と修正された。(平成25年1月9日第60回社会保障審議会医療保険部会参考資料より)